

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者名	医療法人社団協友会
代表者名	理事長 平岡 邦彦
所在地・連絡先	(住所) 〒342-0056 埼玉県吉川市大字平沼111
	(電話) 048-982-8311
	(FAX) 048-981-2062

2. 事業所の概要

事業所名	医療法人社団協友会 船橋総合病院附属あい在宅クリニック
事業所番号	1212818367
所在地・連絡先	(住所) 千葉県船橋市北本町 2-66-20
	(電話) 047-425-1482
	(FAX) 047-425-1418
①指定を受けているサービス種類	居宅療養管理指導
②サービス提供地域	船橋市

3. 診療日と時間

定期診療日	定期診療時間
平日（月、火、水、木、金）	午前 9 時 00 分～12 時 30 分 午後 1 時 30 分～ 5 時 00 分

*往診は 24 時間対応可能な体制があります。

4. サービス内容

<p>医師が行う 居宅療養管理指導</p>	<p>通院が困難な利用者に対して、医師が、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供、利用者若しくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導および助言を行います。</p>
<p>医療機関、介護事業所等との連携</p>	<p>利用者の疾患に対する対応を円滑に行う為、疾患に関する情報について必要に応じて情報提供書の提供や、連絡をとらせていただきます。 必要に応じて、訪問看護、訪問薬剤、訪問リハビリ、訪問栄養の利用に関する支援などもいたします。</p>
<p>意思決定支援について</p>	<p>あい在宅クリニックは意思決定支援のための指針整備し、患者さん本人の意思を確認し、その人が大事にしてきたこと、大切にしたいことを重視して、本人らしい生活、人生を可能な限り支えるよう努めます。</p>
<p>虐待防止について</p>	<p>利用者の人権擁護・虐待の防止等の為、指針整備し、管理者の下、対策会議定期開催、職員対象の研修を定期開催するなど必要な体制の整備と運営を行います。</p>
<p>感染や災害への対策</p>	<p>感染症や災害の発生時に継続的にサービスを提供できる体制を構築する為、業務継続計画策定、対応力の向上を図ります。また、必要な指針整備をし、管理者の下、感染防止対策検討会定期開催、職員対象の研修を定期開催するなど必要な体制の整備と運営を行います。感染症が発生した場合、地域の医療機関や保健所、市町村の関係部署等との連携を更に深め、必要な処置を講じます。</p>
<p>ハラスメント対策</p>	<p>職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員への必要な研修を実施し、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者またはその身元引受人、家族、その他関係者からの、職員に対する暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。これら行為により信頼関係構築が困難と判断した場合は、サービス提供終了の可能性も含めた対応、対策を講じます。</p>
<p>事故発生時対応</p>	<p>事故が発生した場合は、速やかにクリニックが対応するとともに、保険者へ報告するものとします。</p>
<p>個人情報取扱い</p>	<p>事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅療養管理指導を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等や、他の関係事業所との円滑な業務遂行のために必要な場合に、個人情報を使用します。</p>

5. 費用

①居宅療養管理指導費

介護保険の自己負担割合によって費用は異なります。なお、居宅療養管理指導費は、介護保険サービスの利用限度額（区分支給限度基準額）には含まれません。

	居住状況	1回あたりの単位数	1ヶ月あたりの負担金額		
			1割	2割	3割
医師が行う居宅療養管理指導/月2回まで (在宅時医学総合管理料非該当)	単一建物居住者1人	515単位	515円	1,030円	1,545円
	単一建物居住者2~9人	487単位	487円	974円	1,461円
	単一建物居住者10人以上	446単位	446円	892円	1,338円
医師が行う居宅療養管理指導/月2回まで (在宅時医学総合管理料 該当)	単一建物居住者1人	299単位	299円	598円	897円
	単一建物居住者2~9人	287単位	287円	574円	861円
	単一建物居住者10人以上	260単位	260円	520円	780円

1単位は10円

②交通費

訪問診療、往診、居宅療養管理指導の提供に要する交通費は、徴収しません。

③キャンセル料

当院では、利用者の体調不良などやむを得ない事情によりサービスを中止した場合のキャンセル料は、徴収しません。事前連絡なく、理由なく当日キャンセルが2回以上続く場合は、状況に応じて1回分の診察料の自費負担金額8,880円を請求する場合があります。

④利用料等のお支払方法

居宅療養管理指導費(介護負担)の個人負担額のお支払については、月単位で請求します。毎月11日前後に、前月分の請求書を郵送いたしますので、期日までに、ご指定の口座からお引き落としします。お支払確認後、領収書をお渡しします。

6. 苦情等相談窓口

窓口	医療法人社団協友会 船橋総合病院附属あい在宅クリニック
窓口責任者	(職種:事務) 國吉 里織、七ツ役 珠江
利用時間	平日 9時~17時
電話番号	047-425-1482

窓口	医療法人社団協友会 船橋総合病院 医療福祉相談室
利用時間	平日 9 時～17 時
電話番号	047-425-1151

窓口	船橋市役所 介護保険課
利用時間	平日 9 時～17 時
電話番号	047-436-2302

7. 利用者へのお願い

- ・サービス利用中は、1 ヶ月に 1 回介護保険被保険者証をご提示ください。

私は、居宅療養管理指導契約書および重要事項説明書に基づいた説明を受け、その内容に同意します。

契約日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

患者氏名 _____ 印
〒 _____

住 所 _____

連絡先 _____

同意者氏名 _____ 印 続柄 _____
〒 _____

住 所 _____

連絡先 _____

事業所（法人名） 医療法人社団協友会 船橋総合病院附属 あい在宅クリニック

住所 〒273-0864 千葉県船橋市北本町 2-66-20

院長 塚本 哲也

医療管理者 福田 龍子 説明者氏名 _____